

秋田弁護士会所属弁護士殺害事件に関する会長声明

本年11月4日午前4時5分頃、秋田弁護士会会員の津谷裕貴弁護士が、同弁護士の自宅を訪れた男から上半身を刃物で刺され、約1時間半後に搬送先の病院で死亡するという大変痛ましい事件が発生した。

被疑者はかつて津谷弁護士が受任していた離婚事件の相手方であったとのことで、弁護士業務に関連する事件である可能性が高い。

本年6月2日にも、横浜弁護士会に所属する弁護士が、事件の相手方に刺され死亡するという痛ましい事件が発生しており、今回、再び弁護士が暴力によって命を奪われたことは誠に痛恨の極みである。

業務に起因した弁護士に対するこのような犯罪行為は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士の業務及び司法制度、法秩序に対する重大な挑戦であり、許し難い暴挙である。

当会は、津谷裕貴弁護士のご冥福を祈り、ご遺族に対して心から哀悼の意を表すると共に、このような暴力的手段による弁護士業務の妨害に対し、毅然と対処し、弁護士の使命である社会正義の実現と基本的人権の擁護のために全力を尽くす決意である。

以 上

2010（平成22）年11月11日
群馬弁護士会 会長 小淵 喜代治